

出水市公告第26号

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和6年4月17日

出水市長 椎木伸一

業務発注部署	出水市建設部西回り道・防災道の駅推進課
業務名	(仮称)道の駅「出水」官民連携アドバイザー業務
業務概要	<p>1 業務目的 道の駅事業を担う民間事業者の募集、選定、契約締結に必要な諸資料作成、支援、助言等を行うことにより、本事業の円滑な事業実施に寄与することを目的とする。</p> <p>2 業務仕様 別紙「仕様書」のとおり</p> <p>3 履行期間 契約日から令和8年1月30日(金)まで</p>
参加資格	<p>本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる行動を行う者でないこと。</p> <p>3 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状況が著しく不健全でないこと。</p> <p>4 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続又は再生手続の開始申立てがなされていない者であること。</p> <p>5 国税(法人税並びに消費税及び地方消費税)、都道府県税及び市町村(区)税に未納がないこと。</p> <p>6 出水市物品調達等有資格業者の指名停止に関する要綱(平成20年出水市告示第70号)に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>7 仕様書に基づき、業務の履行が可能であること。</p> <p>8 個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報の適切な管理体制が確立されていること。</p> <p>9 提出期限までに提案書及び添付書類を全て提出するほか、提出後においても、本市が必要に応じて請求する書類を提出できる者であること。</p> <p>10 参加表明書の提出期限までに、出水市物品調達等入札参加資格審査要綱(平成20年出水市告示第69号)第4条の規定に基づき、入札参加登録者名簿に登録されていること。なお、未登録の者は、令和6</p>

	<p>年4月30日（火）までに登録申請を行うこと。</p> <p>11 引き続き2年以上その業務を営んでいること。</p> <p>12 国、地方公共団体又はこれらに類する団体が発注した「道の駅」若しくは官民連携による地域活性化施設又は複合商業施設等に関するPPP/PFIアドバイザー業務等本業務と類似する業務の実績が、平成26年度以降において、2件以上あること。</p> <p>13 共同企業体（以下「共同体」という。）として参加する場合は、次の要件を全て満たすものとする。なお、共同体を構成する者は、共同体を代表してその権限を行う代表者及び構成員（代表者含め3者以内）とする。</p> <p>(1) 共同体の代表企業及び構成企業は、上記1から11までの要件を全て満たすこと。ただし、構成企業については、出水市建設工事等入札参加登録者名簿に登録されていれば上記10の要件を満たすものとする。</p> <p>(2) 共同体の代表企業は、上記12の要件を満たすこと。</p> <p>(3) 受注者となった場合には、代表者及び構成員が、本市との契約相手方となり、提案した計画の実施について連帯して責任を負う。</p> <p>(4) 共同体を構成する法人等は、共同体として提案した事業以外に、それぞれが単独で本事業に申込みことはできない。また、同時に同じ事業者が複数の共同体の構成員となり申込みすることもできない。</p> <p>(5) 参加表明書の提出期限（入札参加登録者名簿に未登録の者が代表者又は構成員に含まれる場合は、上記10に定める期日）後における共同体の構成員の変更及び追加は原則として認めない。</p>
<p>担当部署</p>	<p>〒899-0292 鹿児島県出水市緑町1番3号 出水市 政策経営部 契約検査課 電話 0996-63-4064 FAX 0996-63-2223</p>
<p>実施要領等の交付期間、場所及び方法</p>	<p>1 交付期間 公告日から令和6年5月8日（水）午後5時15分まで</p> <p>2 交付場所及び方法 出水市ホームページからダウンロード</p>
<p>参加表明書、企画提案書等の提出期限、場所及び方法</p>	<p>1 提出期限</p> <p>(1) 参加表明書 令和6年5月8日（水）午後5時15分</p> <p>(2) 企画提案書等 令和6年5月23日（木）午後5時15分</p> <p>2 1の(1)及び(2)の提出場所及び方法 契約検査課へ持参又は郵送（簡易書留に限る。） ただし、郵送の場合は提出期限までに契約検査課へ必着のこと。</p>
<p>その他</p>	<p>1 企画提案書等の取扱い</p> <p>(1) 提出された参加表明書、企画提案書等は、返却しない。</p> <p>(2) 提出された参加表明書、企画提案書等は、審査の目的を達成するために必要な範囲内において複製することがある。</p> <p>(3) 提出された参加表明書、企画提案書等は、審査の目的を達成する</p>

ために必要な範囲を超えて、無断で使用しない。

2 失格

参加事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- (1) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (2) 提出された参加表明書、企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- (3) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (5) 見積金額が事業上限額を超えている場合
- (6) 契約検査課以外に対して質疑等の連絡を行った場合
- (7) 実施要領に違反すると認められる場合

3 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要した費用の全ては、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出期限の経過後は、参加表明書、企画提案書等の提出、再提出及び差替えを認めない。
- (3) 提出された参加表明書、企画提案書等の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの審査その他本業務の実施のために必要な範囲内で、これらが無償で複製し、使用することができるものとする。
- (4) 参加表明書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- (5) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。